

農地を貸したい人・借りたい人 農地中間管理機構を活用できます！

問合せ先 ☎ 農業委員会
☎ 内線 232

農地中間管理機構は、貸し手・借り手のマッチングを実施して、借り手が見込める農地を借り受け、貸し付けます。また希望した借り受け農地の利用整備を実施します。

※対象は農業振興地域の区域内の農地です。
5月、8月、12月

※貸し手の人は随時申し込みができます。
募集要項や申込書（農用地等借受申込書）は、問合せ先に備えています。
また、長崎県農業振興公社ホームページからもダウンロードできます。
<http://www7ocn.ne.jp/~ngskosha>

平成27年4月から 私立保育所に変わります！

問合せ先 ☎ 子育て・こども課
☎ 内線 170

星鹿保育所、御厨保育所、上志佐保育所は、平成27年4月から私立保育所として運営されることになりました。なお、新しい施設名は次の通りです。ほしか保育園、みくりや保育園、上志佐保育所

松浦市の幼稚園・保育所等にかかる 利用者負担額を決定しました

問合せ先 ☎ 子育て・こども課
☎ 内線 170

4月から実施される子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（保育料）は、世帯の所得状況その他の事情を勘案し、国で定める基準を限度として次の認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとに市町村が定めることとされています。

【第1号認定】
満3歳以上 幼稚園、認定こども園の教育部分

【第2号認定】
満3歳以上 保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育事業

【第3号認定】
満3歳未満 保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育事業
松浦市では、

①負担額（保育料）を国の定める基準より引き下げて設定しています。

②世帯の市民税の額に応じた階層区分を細分化し、負担額（保育料）の軽減を図っています。

③幼稚園に通う第2子（小学校3年生までの範囲内において、最年長の子から2番目の子）は、4分の1負担としました。（国基準は第2子2分の1負担、第3子以降無料）

④保育所などに入所する子どものうち、第2子から無料としました（国基準は第2子2分の1負担、第3子以降無料）。

※ホームページにも掲載しています。

原材料を支給します

申込・問合せ先 ☎ 建設課管理係
☎ 内線 202、209

住みやすい環境整備のため生活道路の整備に対して原材料を支給しています。整備計画のある地区は、市政嘱託員を通じて申請してください。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総延長30メートル以上、幅員1メートル以上の生活道路

【支給範囲】

生活道路の改修舗装ならびに路肩の補修、および生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】

生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品（例：U字溝）など

【原材料の支給率】

市が必要と認めた量の7割（3割は申請者負担となります）

【申請期限】

7月31日（金）

休日における水道の補修当番

問合せ先 ☎ 上下水道課水道業務係
☎ 内線 131

今月の当番は次の通りです。

水道の修繕のお申し込みは、直接当番業者へお願いします（福島・鷹島地区は地区内の指定業者へご連絡ください）。

【4月】

（株）中山設備

☎ 0956-72-5361

なぎなた競技会報告書を販売します

申込・問合せ先 ☎ 生涯学習課スポーツ振興係
☎ 内線 311

第69回国民体育大会なぎなた競技会報告書を作成しました。

この報告書は、選手の活躍や団体開催での取り組みなどを編集したものです。

購入を希望される人は、生涯学習課で4月15日（水）から申込受付と販売を開始します。左記によりお申し込みください。

販売は先着順とし、予約で100冊になり次第、申込受付は終了いたします。

【販売価格】 500円

【販売部数】 100冊

【申し込み・受け渡し方法】

①生涯学習課窓口で申し込みの場合

代金引換で、その場でお渡しします。

②電話での申し込みの場合

生涯学習課へお申し込みください。受け渡しの準備ができましたらご連絡いたします。

生涯学習課窓口または福島支所、鷹島支所窓口で代金引換でお渡しします。

※FAX・メール・郵送での受け付けはいたしません。





高齢者肺炎球菌予防接種を実施します

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係
☎内線 168

接種希望の人は、直接医療機関へお申し込みください。

【補助対象者】

①平成28年3月31日時点の年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる人
(健康保険証などで年齢確認が必要です。)

②接種当日に60歳以上65歳未満であって心臓や腎臓・呼吸器・免疫機能に一定の障害がある人
(医療機関の窓口で、医師の診断書または身体障害者手帳の提示が必要です。)

ただし、上記の年齢に該当されている人でも過去に1度でもこの予防接種を受けたことがある人については、補助の対象外となります。

なお、65歳以上の人で上記以外の年齢の人については、来年度以降、順次、補助の対象となる予定です。

(すでに平成26年度に対象となった人は除きます。)

※上記の対象者のうち、①に該当する人には、個別に案内通知を送付します。

【接種期間】4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

【接種料金】8,140円(自己負担4,000円、公費負担4,140円)
ただし、生活保護受給者は無料となります。医療機関窓口で「生活保護受給者証」をご提示ください。

※その他詳細は個別通知に記載していますので、ご確認ください。

あなたの健康お手伝いします

平成27年度住民(集団)健診申込書を各世帯に送付します

平成27年度の住民(集団)健診を6～7月に実施します。

住民健診は、特定健診やがん検診などを一度にまとめて受診できる、年に1度のチャンスです。いつまでも、生き生きと健康で暮らしていくために、体の異常を早期に発見し、症状が進行する前に対処することが大切です。今年も必ず、今年こそは！健診を受けましょう。

★住民健診申込書は、必ずご家族全員で確認しましょう！

住民健診申込書は、4月上旬に各世帯に送付します。世帯での申し込みになりますので、必ずご家族全員で確認し、申し込みの漏れがないように注意してください。

申し込みをした人には、健診開始10日前までに受診票を送付しますので、健診を受診される当日に持参してください。申込書に同封してある日程表などは大切に保管しておきましょう。

○問合せ先

健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129、168

みんなの 熱意 & アイデアで まちづくり

元気なまちづくり活動を応援します！

— 松浦市元気なまちづくり活動支援費補助金 —

○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

松浦市では、市民皆さんが自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対し補助金を交付しています。平成22年からスタートしたこの事業では、これまでに延べ25事業を応援してきました。

平成27年度も、まちづくりに熱意やアイデアを持つ、多くの団体からのご提案をお待ちしています。

■補助金

1事業あたり100万円以内(ただし、人件費や工事費、団体の経常経費などは対象外)

■対象団体

市民や市内に勤務・通学する人が中心となっている5人以上の団体

■活動テーマ

次のいずれか1つ以上に該当すること。

- (1) 地域住民の交流推進
- (2) 地域協働活動の推進
- (3) 環境美化の推進
- (4) 地域の伝統文化の振興
- (5) 地域産業の振興
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 東日本大震災被災地の復興支援



- ・特定の個人団体の利益につながらない公益性のある事業
- ・団体が自発的に創意工夫を凝らして行う新規性のある事業
- ・市内で実施または市内に波及効果をもたらすことができる事業

■提案・審査方法

- ①事前相談(電話または窓口)
- ②市指定の様式により事業計画書を作成、事業実施前までに事業提案
- ③提案受付から約2カ月の間に審査会を開催(提案団体からのプレゼンテーション実施)

■提案書受付期限

- ①7月以降事業開始 → 5月8日(金)
- ②9月以降事業開始 → 6月30日(火)
- ③11月以降事業開始 → 8月31日(月)(最終受付)

※事業開始時期に関わらず早めに提案することが可能です。補助金予算が無くなり次第受付を終了いたします。